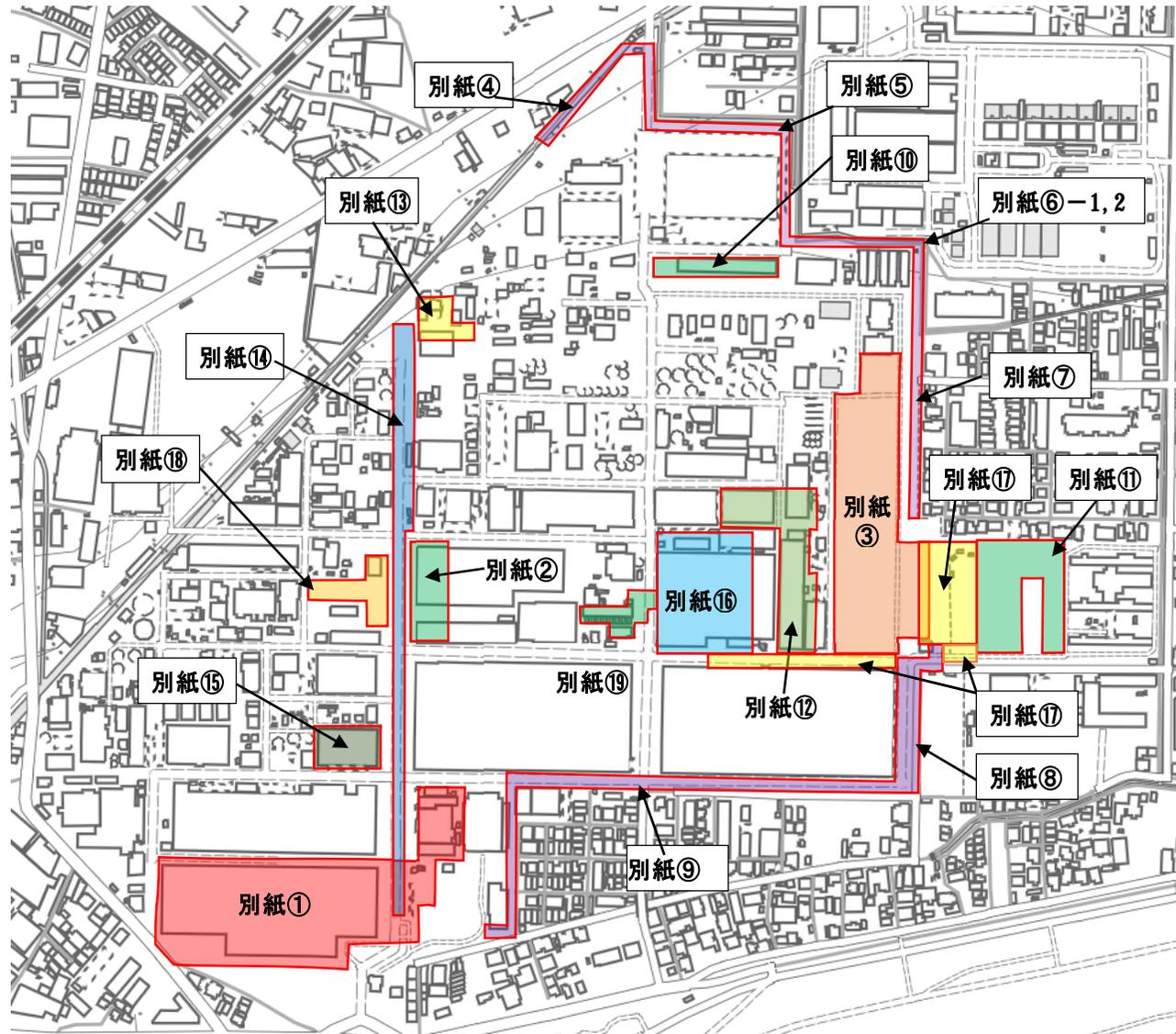
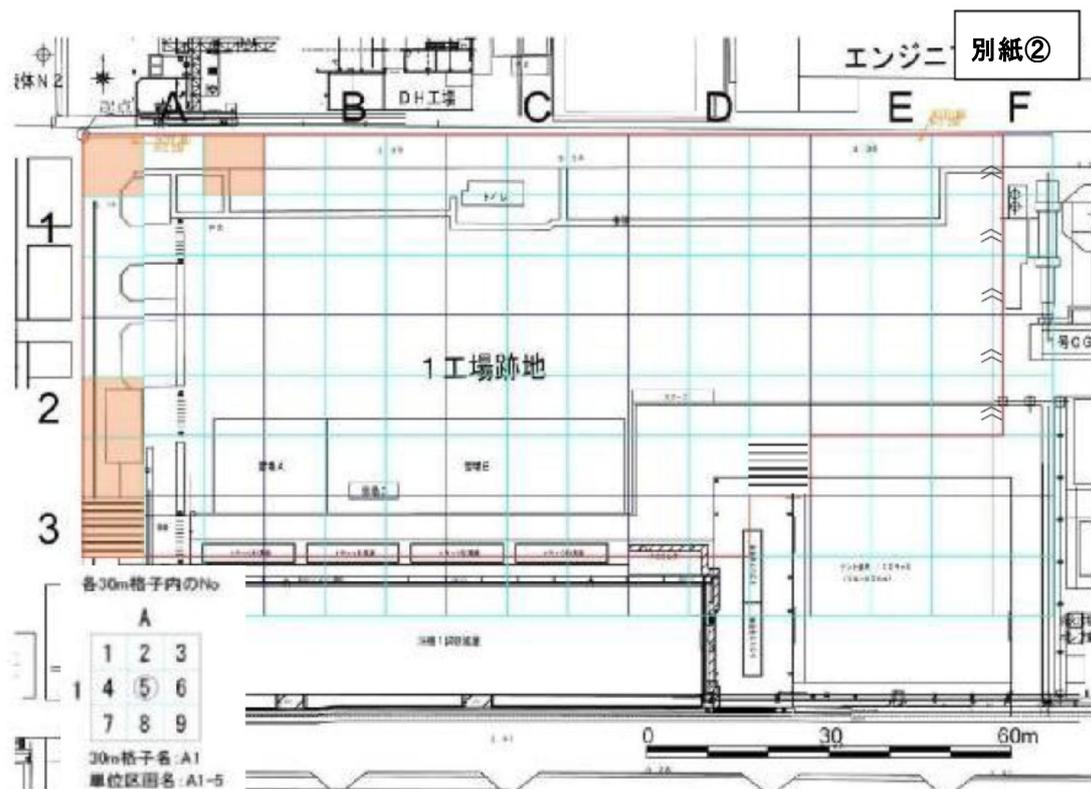


○区域指定平面図（摂津市西一津屋 700 番 1、700 番 71、700 番 74 及び 700 番 1 地先水路の各一部並びに一津屋二丁目 452 番 1 の各一部







【凡例】

— : 調査対象範囲 — : 30m格子 — : 10m格子 ≧ : 単位区画の統合

≡ : 鉛（土壌含有量）基準不適合区画

■ : ふっ素（土壌溶出量）基準不適合区画

各区画の汚染の状況

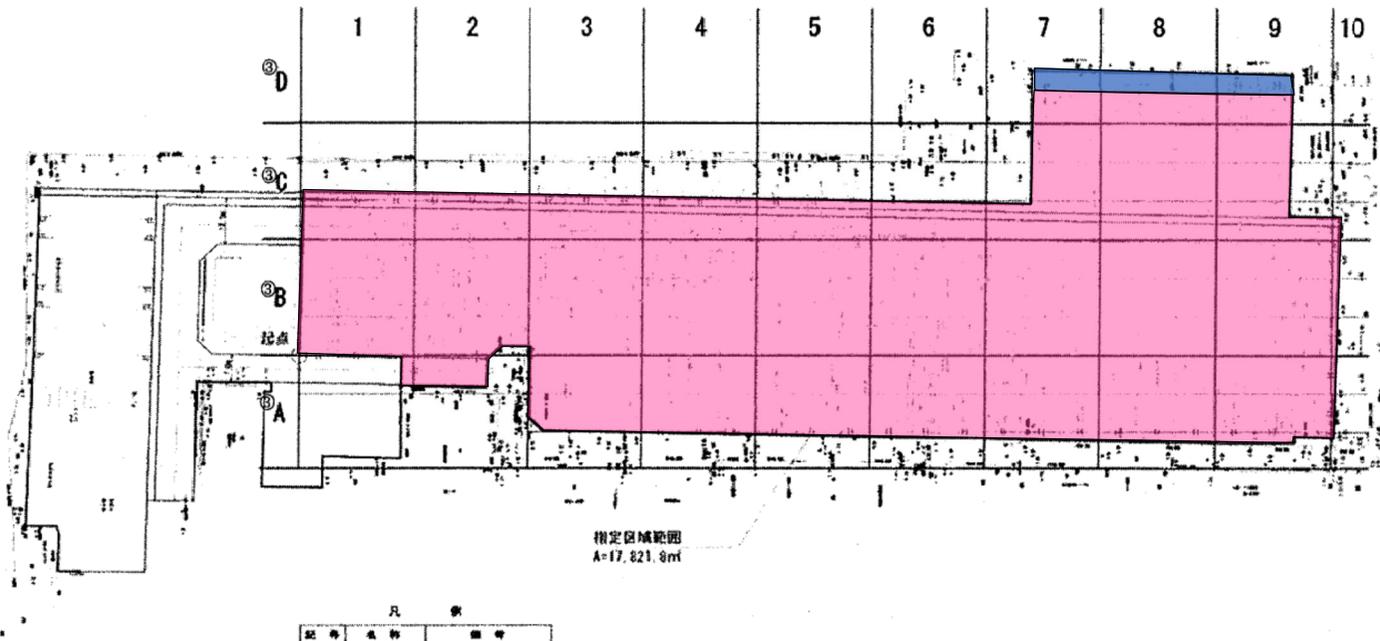
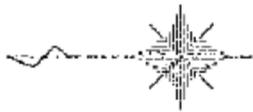
30m格子	単位区画	土壌溶出量 (mg/L)			土壌含有量 (mg/kg)
		鉛	砒素	ふっ素	鉛
A1	A1-1	—	—	1.2	—
	A1-3	—	—	2.5	—
A2	A2-4	—	—	1.6	—
	A2-7	—	—	1.6	—
A3	A3-1	—	—	15	660
D2	D2-9	—	—	—	180

基準不適合の項目のみを記載。

試料採取日：2018年1月15～19日

・試料採取日：2018年1月15～19日

図 1工場周辺



※ 別紙③の指定区域は、別紙①の指定区域における建設工事にて発生した汚染土壌(ふっ素及びその化合物、土壌溶出量基準超過)を封じ込め
して管理するため、土壌汚染の拡散が見込まれることから指定の申請を行ったもの。よって、別紙③の指定区域については、全単位区画を
ふっ素及びその化合物についてのみ指定する。

※ 汚染状態の基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))

※ の土地は別紙⑩で指定する 及び の土地の汚染状態を含む。

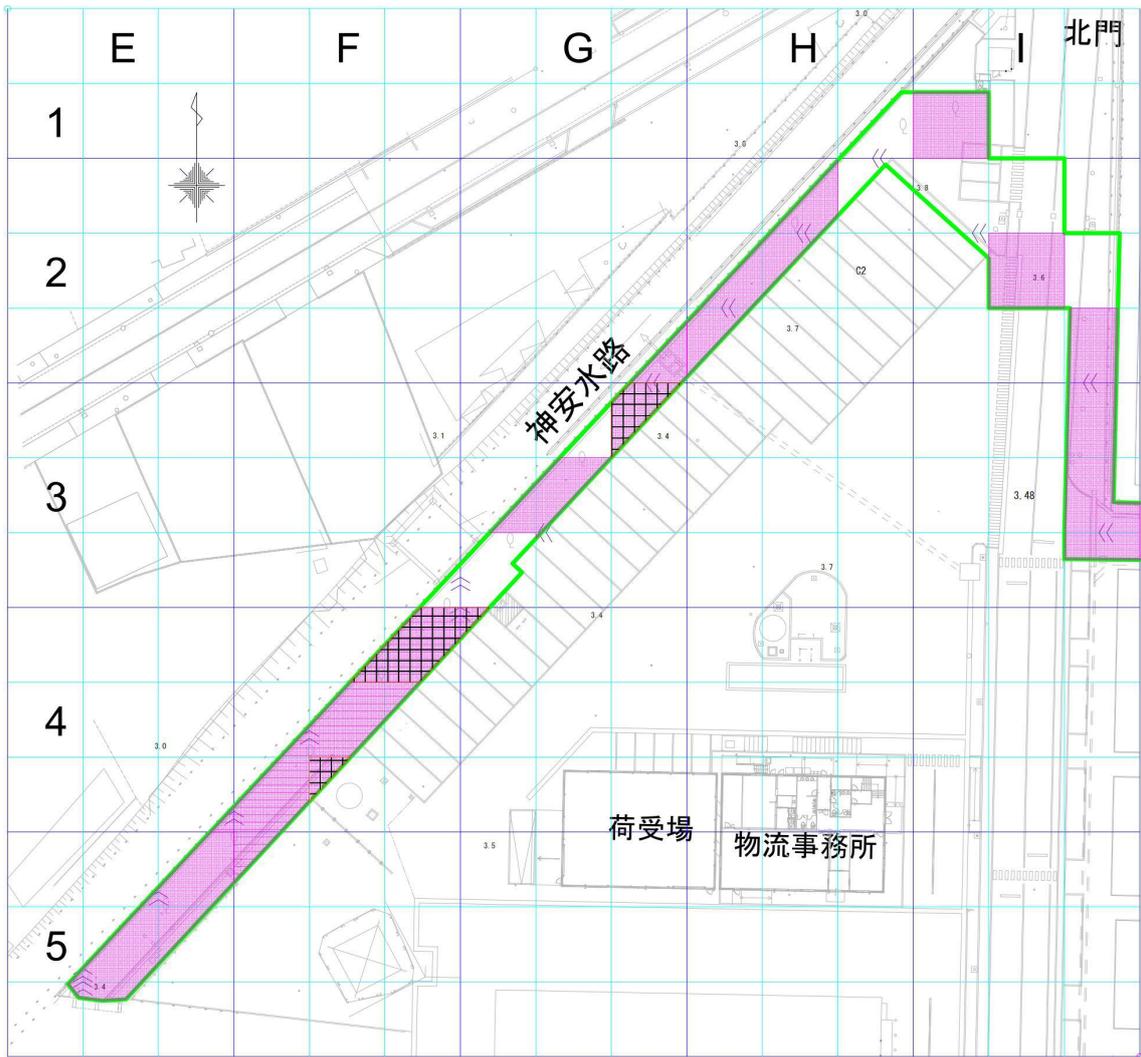


図 北門周辺

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
- (ハッチ) : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (含有量))

各30m格子内のNo

		A		
		1	2	3
1	4	5	6	
		7	8	9

30m格子名:A1

単位区画名:A1-5

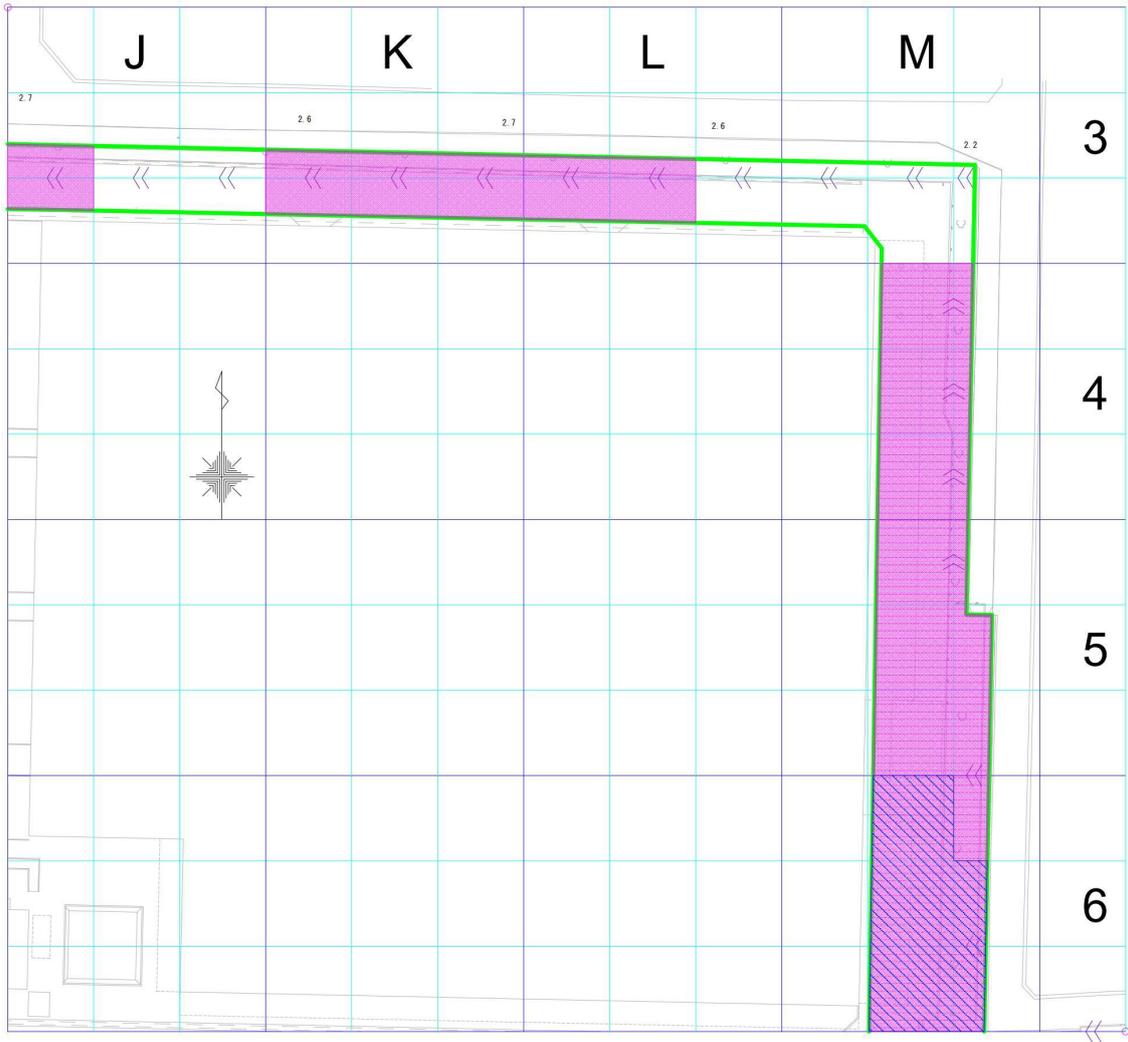


図 物流倉庫北側・東側

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
- ▨ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (鉛 (溶出量))

各30m格子内のNo

		A		
		1	2	3
1	4	⑤	6	
		7	8	9

30m格子名 : A1
 単位区画名 : A1-5

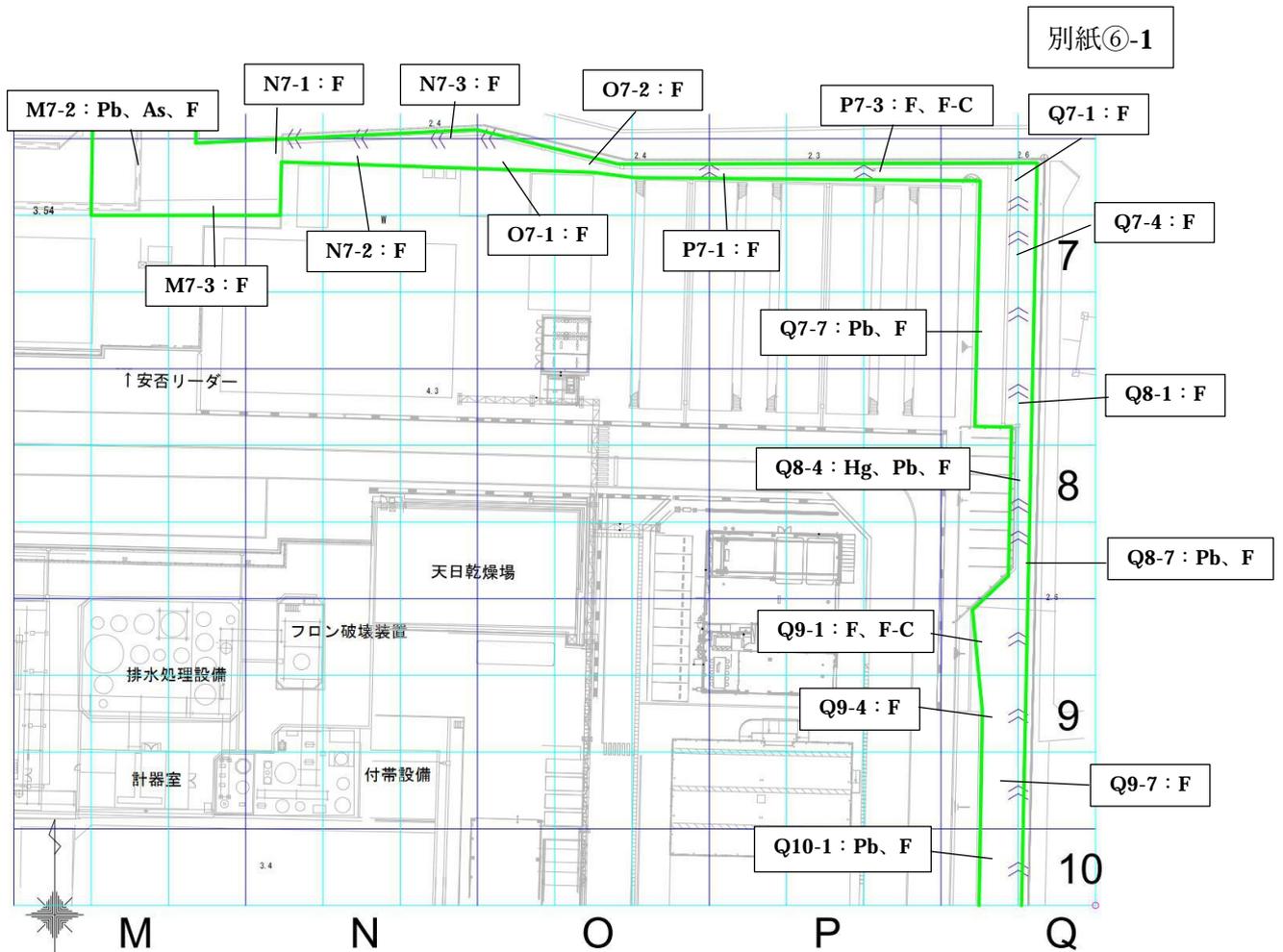


図 ダイキン池（表層）

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 <<：単位区画の統合

□：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

※Hg：水銀（溶出量）、Pb：鉛（溶出量）、As：砒素（溶出量）、F：ふっ素（溶出量）、
F-C：ふっ素（含有量）を示す。

各30m格子内のNo

		A		
		1	2	3
1	4	5	6	
		7	8	9

30m格子名：A1

単位区画名：A1-5

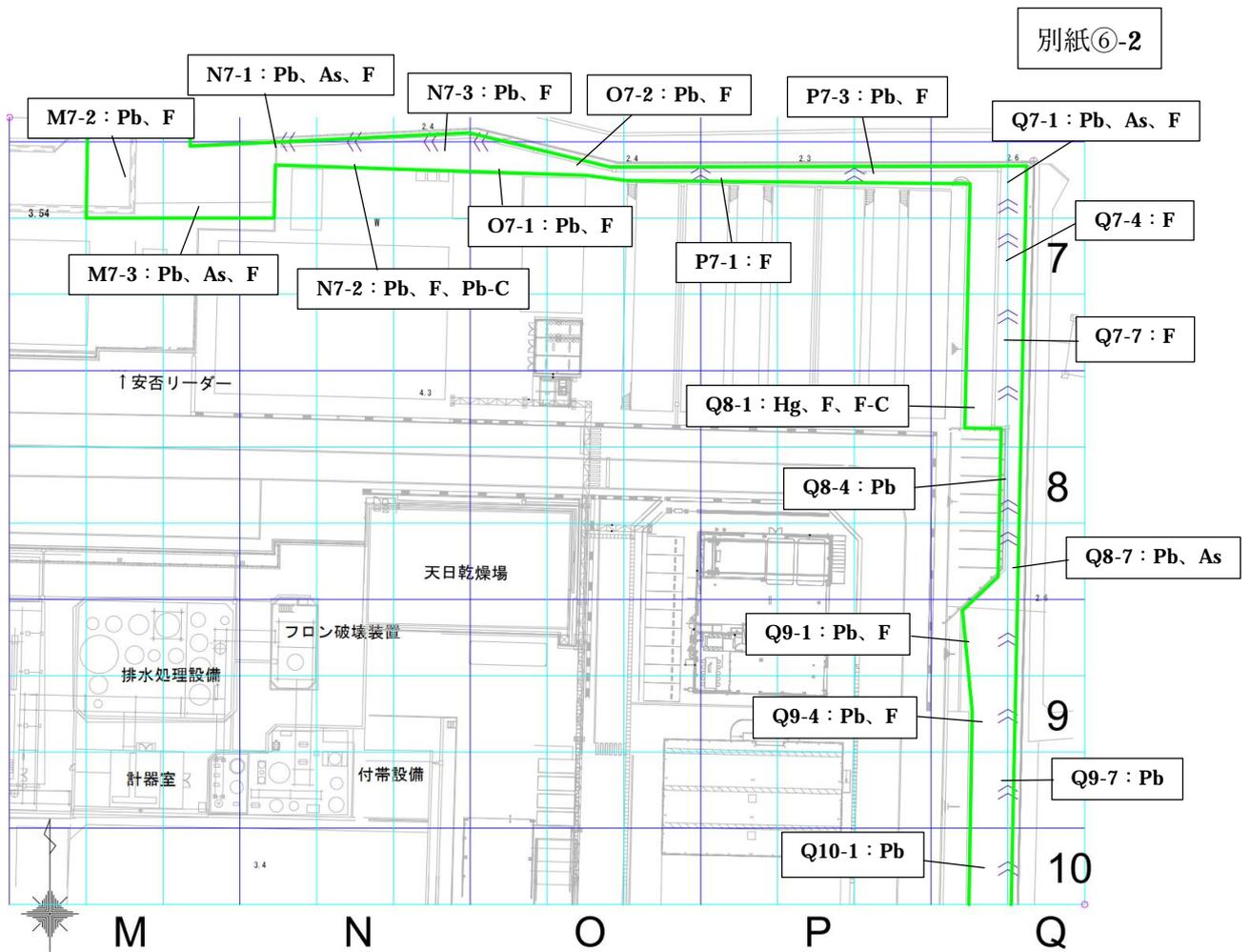


図 ダイキン池 (池底面)

□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 - - : 10m 格子 << : 単位区画の統合

□ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (項目は図中に記載)

※Hg : 水銀 (溶出量)、Pb : 鉛 (溶出量)、As : 砒素 (溶出量)、F : ふっ素 (溶出量)、
Pb-C : 鉛 (含有量)、F-C : ふっ素 (含有量) を示す。

各30m格子内のNo

		A		
		1	2	3
1	4	5	6	
	7	8	9	

30m格子名 : A1
単位区画名 : A1-5



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名:A1
 単位区画名:A1-5

図 東側未利用地

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
- ▨ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (鉛 (溶出量))

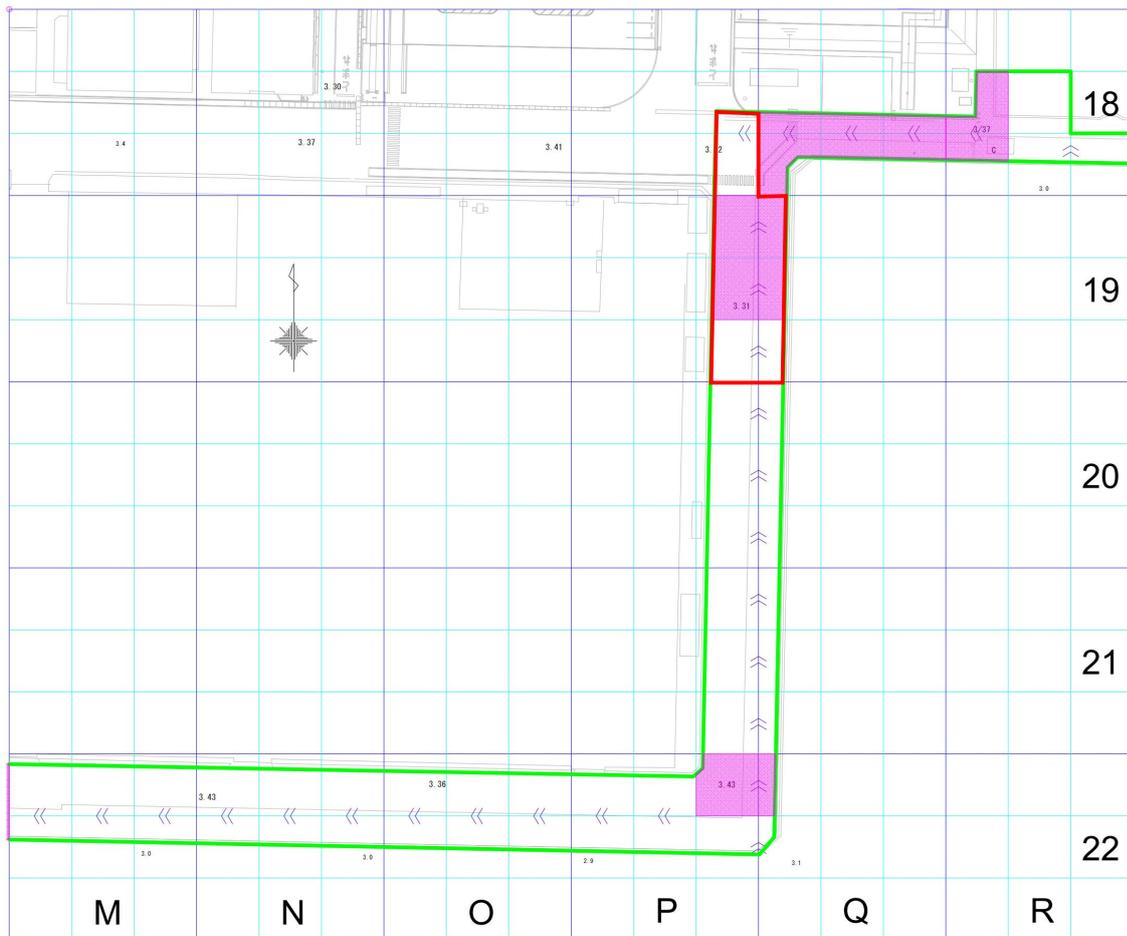


図 4 工場東側・南側

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ‹‹ : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (トリクロエチレン (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))

各30m格子内のNo

		A		
		1	2	3
1	4	5	6	
		7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

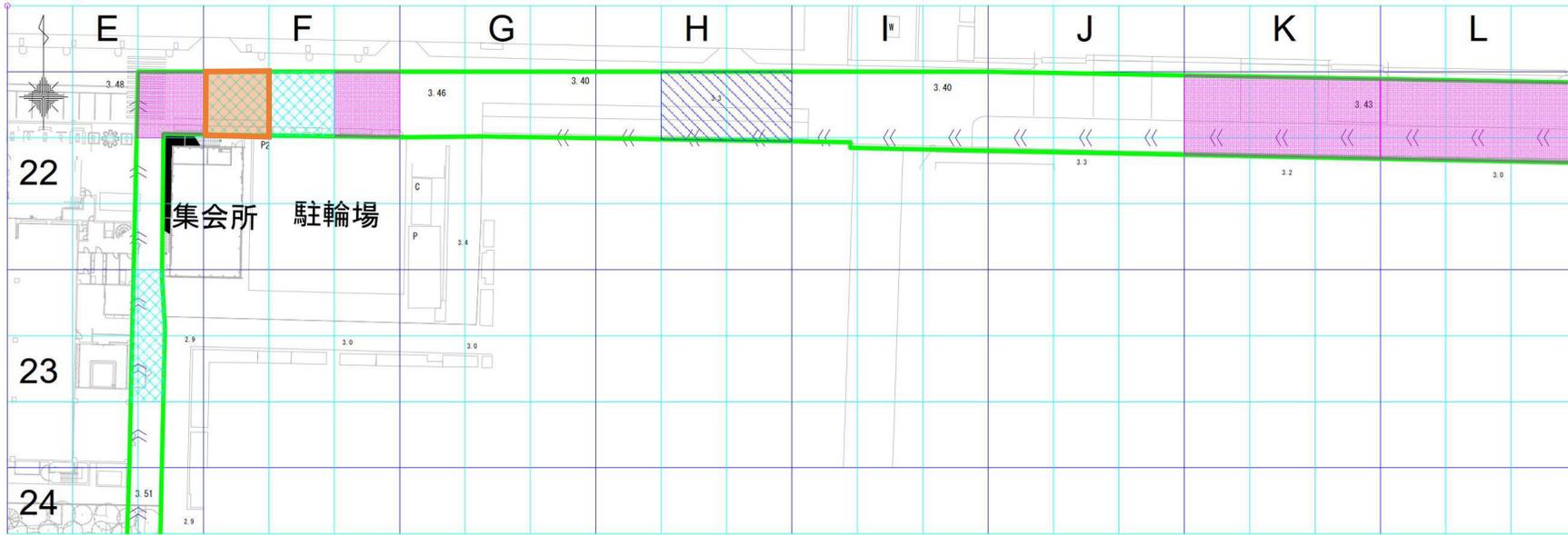


図 4 工場・5 工場南側

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ‹‹ : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
- ▨ (斜線) : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (鉛 (溶出量))
- ▨ (格子) : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (水銀 (溶出量))
- (オレンジ) : 第二溶出量基準に適合しない土地とみなされる範囲 (水銀 (溶出量))

各30m格子内のNo

			A		
			1	2	3
1	4	5	6		
			7	8	9

30m格子名 : A1
単位区画名 : A1-5

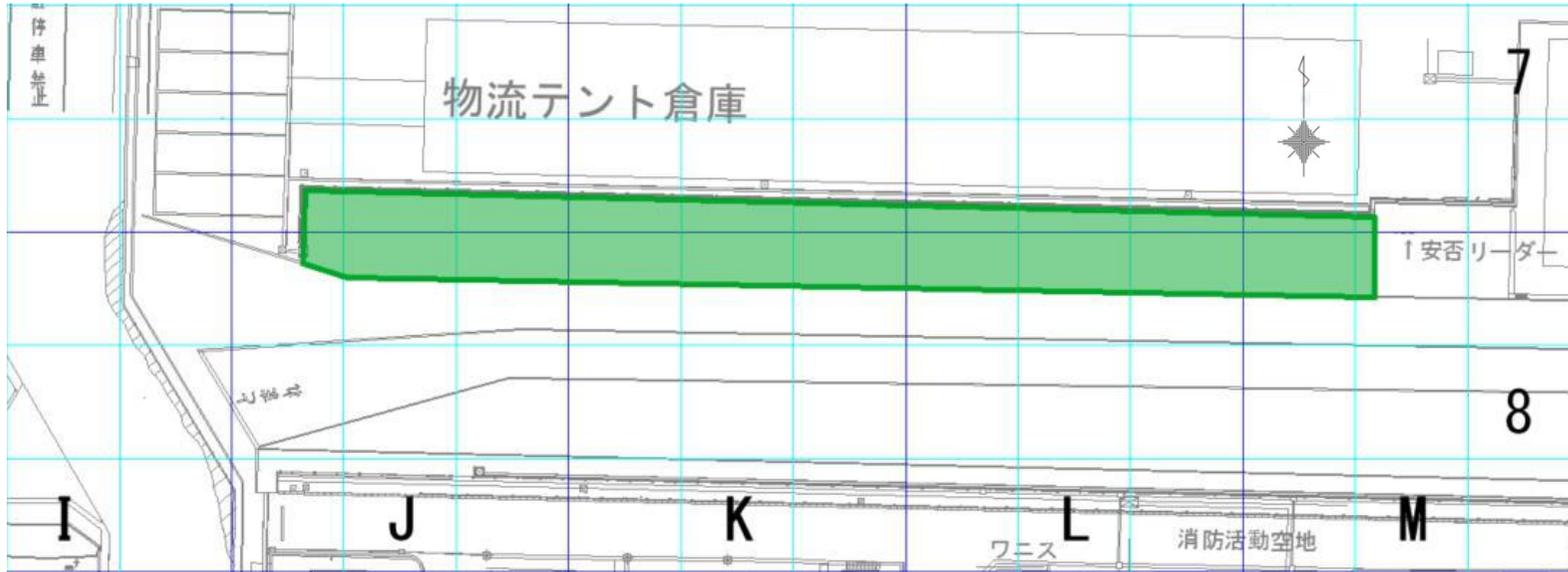


図 物流倉庫南側

— : 30m 格子 — : 10m 格子

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

(トリクロエチレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量))

各30m格子内のNo

A

	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

※別紙⑩の指定区域 (■範囲) は、別紙④～⑨の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。
よって、別紙⑩の指定区域 (■範囲) については、全単位区画をトリクロエチレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。

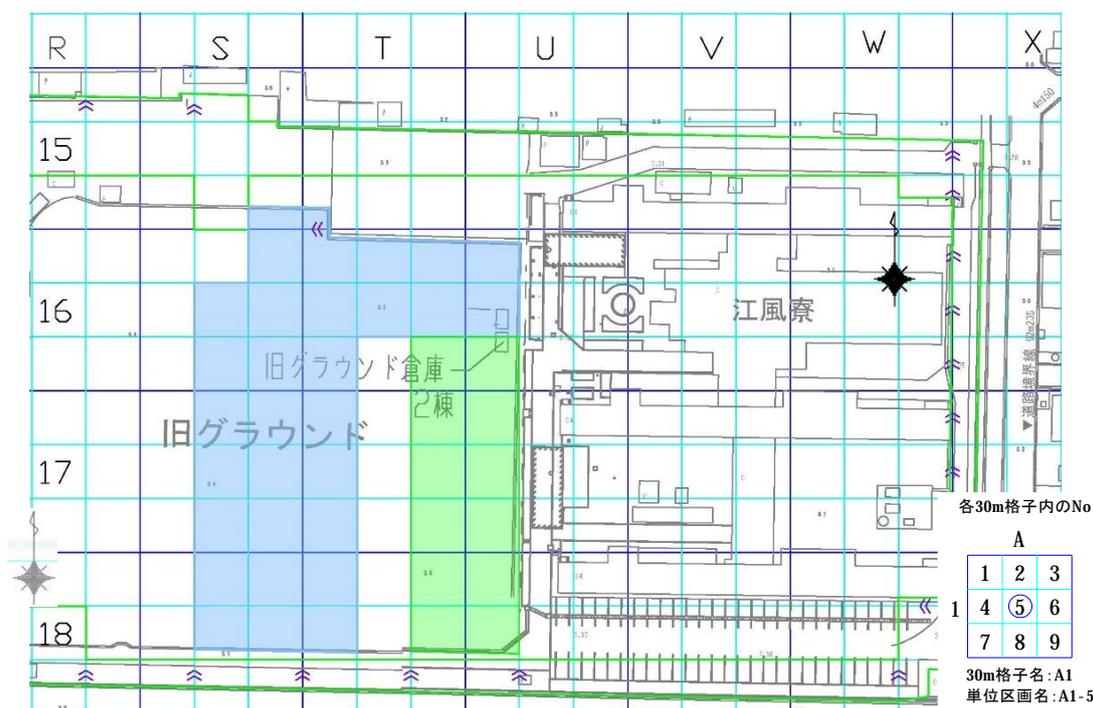


図 旧グラウンド

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ◀ : 単位区画の統合
■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 (トリクロエフェン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量))
■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 (カドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量))

※令和 5 年 8 月 28 日 指-110 号

別紙①の指定区域 (■ ■ 範囲) は、別紙④～⑨の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。
 よって、別紙①の指定区域 (■ ■ 範囲) は、全単位区画をトリクロエフェン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。

※令和 6 年 8 月 5 日 指-128 号

別紙①の指定区域 (■ ■ 範囲) に、別紙⑫の指定区域における工事で発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。
 よって、別紙①の指定区域 (■ ■ 範囲) は、全単位区画をトリクロエフェン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。

※令和 6 年 9 月 26 日

別紙①の指定区域 (■ 範囲) で、指定基準に適合しない管理有害物質の種類のうち、トリクロエフェン並びに水銀及びその化合物を対象に土壌汚染状況調査の追完を行い、汚染状態が同基準に適合することを確認したため、同 2 物質について指定を解除する。

※令和 6 年 10 月 15 日 指 - 135 号

別紙①の指定区域 (■ 範囲) に、別紙⑫の指定区域 (シアンの基準不適合区画を除く) における工事で発生する汚染土壌及び別紙⑯の指定区域 (第 1 種特定有害物質の基準不適合区画を除く) における工事で発生する汚染土壌を仮置きし、当該仮置き汚染土壌を元の指定区域へ埋戻すため、指定の申請を行ったものである。
 よって、別紙①の指定区域 (■ 範囲) は、全単位区画をカドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定する。